

官報

号外 昭和三十三年十月二十日

第三十回 参議院 會議録 第七号

昭和三十三年十月二十日(月曜日)午前
十一時三十一分開議

議事日程 第十号

昭和三十三年十月二十日
午前十時開議

第一 警察官職務執行法の一部を 改正する法律案(趣旨説明)

第二 小型船海運組合等の助成の
ための関係法律の整備に関する
法律案(内閣提出)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

去る十七日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

内閣委員 佐藤清一郎君
地方行政委員 森 八三一君
文教委員 後藤 義隆君
商工委員 高橋進太郎君
同 小西 英雄君
運輸委員 野田 俊作君
建設委員 松野 孝一君
同 山本 利寿君
同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。
内閣委員 山本 利寿君

地方行政委員

文教委員

商工委員

同

運輸委員

建設委員

同

同日商工委員会において当選した理事
は左の通りである。

理事 上原 正吉君(青柳秀夫君の
補欠)

同 阿部 竹松君(阿部竹松君の
補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。

水質汚濁防止法案(赤路友蔵君外四
十六名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を地方行政委員会
に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律
案

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

小型船海運組合等の助成のための関
係法律の整備に関する法律案可決報
告書

野田 俊作君

高橋進太郎君

後藤 義隆君

松野 孝一君

森 八三一君

小西 英雄君

佐藤清一郎君

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議
を送付した。

漁港の整備促進に関する決議

同日本院は、国土開発縦貫自動車道建
設審議会委員早川慎一君が建設委員長
に選任されたため同委員を解かれたの
で、その補欠として後藤文夫君を指名
した旨を内閣に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に鈴
木憲三君を任命したことについて承認
し、また、同委員に高坂正雄君を任命
することに同意した旨内閣に通知し
た。

同日本院は、地方財政審議会委員に兒
玉政介君、木村清司君、上原六郎君、萩
田保君及び遠山信一郎君を任命したこ
とについて同意した旨内閣に通知し
た。

同日本院は、公安審査委員会委員に阿
部眞之助君、狭間茂君及び矢部貞治君
を任命したことについて承認した旨内
閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員に赤
松金雄君を任命したことについて承認
した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に花
澤武夫君を任命したことについて承認
した旨内閣に通知した。

同日本院は、裁判官訴追委員高良とみ
君の辞任を許可し、その補欠として中
山福蔵君を選任した旨を本院事務総長
から裁判官訴追委員会委員長及び衆議
院事務総長に通知した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を
第三十回国会政府委員に任命すること
を承認した旨回答した。

防衛庁教育 小幡 久男君

局長心得

電気通信監理官 岩田 敏男君

同日内閣総理大臣から議長宛、首都圏
整備委員会事務局局長榎山俊夫君外一名
(去る十五日議長承認のとおり)及び防
衛庁教育局長心得小幡久男君(前掲の
議長承認のとおり)を第三十回国会政府
委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨十八日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

地方行政委員 野田 俊作君

運輸委員 森 八三一君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

地方行政委員 森 八三一君

同日議長において、予備審査のため左の議
案が送付された。よって議長は即日こ
れを商工委員会に付託した。

中小企業の産業分野の確保に関する
法律案(水谷長三郎君外二十三名提
出)

官公需の中小企業に対する発注の確
保に関する法律案(水谷長三郎君外
二十三名提出)

百貨店法の一部を改正する法律案
(水谷長三郎君外二十三名提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を大蔵委員会に付託した。

賠償等特殊債権処理特別会計法の一
部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を商工委員会に付
託した。

公共用水域の水質の保全に関する法
律案

工場排水等の規制に関する法律案

○議長(松野鶴平君) これより本日の
会議を開きます。

日程第一、警察官職務執行法の一部
を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の
二の規定により、提出者からその趣旨
説明を求めます。青木国務大臣。

(国務大臣青木正君登壇、拍手)

○国務大臣(青木正君) 警察官職務執
行法の一部を改正する法律案につきま
して、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、警察官職務執行法に
ついて、その一部を改正しようとする
ものであります。

現行の警察官職務執行法は、昭和二
十三年に施行され、以来約十年になり
ますが、この間の警察官の職務執行の
実情にかんがみまると、この法律に
は、その規定に幾多の不備が見受けら
れますので、この際、警察官が個人の

生命、身体、財産の保護に任じ、公共の安全と秩序の維持をはかるため必要な手段についてその不備を補い、社会情勢の著しい変化に対応し得るようにより、警察に課せられた治安の責めを全うするようになしたいと存じているのであります。すなわち、民主的警察制度のもとにおいて、社会情勢の変化に即応した警察官の職務の執行の円滑をはかり、善良な国民を守るとともに、自由にして平穩な社会生活を確保するため、この法律を改正する必要があると認めまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、本案のおもな内容について御説明いたします。

第一は、警察官が挙動不審の者に対して職務質問をした際に、その不審者が凶器等を所持しているときは、一時保管するためこれを提出させ、所持している疑いがあるときは、所持品を提示させて調べることができることとしたのであります。

第二は、警察官が保護を行う場合について、保護を受ける者の要件の規定を整備し、また、虞犯少年、触法少年等で、人の生命、身体等に危害を加えるおそれのあるものを保護することができるとし、これに伴う必要な手続を規定いたしました。なお、保護を受ける者の氏名、住居を明らかにするため、または凶器等の所持の有無を明

らかにするため、必要があるときは、警察官がその者の所持品を調べることができるとし、保護を受ける者が凶器等を所持しているときは、一時保管するため、これを取り上げることができるとし、もって保護の目的を達することができるようにないたしました。

第三は、警察官が避難等の措置をとることができるとする危険な事態の例示の規定を整備し、また、人の生命、身体等の保護という警察の責務にかんがみまして、危険な事態が発生してからでなく、その発生のおそれがある場合に、避難等の措置をとることができるとを明らかにいたしました。

第四は、警察官の行方犯罪の予防及び制止の規定を改め、犯罪が行われることが明らかであると認めるときは、その予防のため、警告を発し、また、犯罪が行われようとしており、そのまま放置すれば、人の生命、身体に危害が及び、または財産に重大な損害を与える場合のほか、犯罪が行われようとしており、そのまま放置すれば、公共の安全と秩序が著しく乱されるおそれのあることが明らかであつて急を要する場合にも、その行為を制止することができるといたしました。

第五は、警察官の行方立ち入りの規定を改め、人の生命、身体等に危害が切迫した場合のほか、さらに公共の安全秩序に対する危害が切迫した場合に

おいても、その危害防止等のため、やむを得ないと認めるときは、合理的に必要な限度で、他人の土地、建物等に立ち入り、または通行することができるといたしました。

第六は、警察官は、質問に際し提出させた物件、保護に際し取り上げた物件、または犯罪行為の制止の措置として取り上げた物件について、一時保管の措置をとることができるとし、これに伴う手続の規定を設けることとしたのであります。

以上が改正法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。小林武治君。

「小林武治君登壇、拍手」
○小林武治君 私は自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました警察官職務執行法の一部を改正する法律案について、若干の質問をいたします。

御承知の通り、現行の警察官職務執行法は、占領下の昭和二十三年に立法せられたものでありまして、その後、昭和二十九年に、警察法の改正に伴い、若干字句の修正は行われましたが、基本的な点については、立法当時と何ら変わることはありません。今日われわれが占領下のもろもろの立法を振り返ってみま

すと、戦前の状態を是正して、各種制度の民主化をはかったことは申すまでもないのでありますが、同時に、そこには戦前の状態に対する一種の反動として、必ずしもわが国の国情に合致しない点が少なくないのであります。このことは、占領下立法の多くに共通する一連の傾向であり、いわば日本の弱体化政策の現われであるといわれているのであります。従つてわが国が独立を回復して以来は、そうした行き過ぎを是正することは、われわれの大きな課題の一つであつたのであります。

占領下の立法である警察官職務執行法もまた、占領下の立法に共通な長所と短所とを備えております。戦後の警察が民衆の警察となり、民衆に対する警察官の態度も大きく変化して、戦前のいわゆる「おいこら調」が全く影をひそめたことは、警察民主化の具体的な現われの一つであります。しかしながら、一面、現行の警察官職務執行法は、個人の権利と自由を守る点に急にして、反面、共通の安全と秩序の維持という点において、はなはだしく不備であり、取締りの効果を十分に上げることができないことは、これまで幾多の事例によつて証明されております。しこりして今回の法律改正は、公益の保護にしかるべき比重を持たせることを一つのねらいとするものと了解するのでありますが、そこで、まずお尋ねいたしたいことは、個人の権利と自

由、個人の法益と、公共の安全、秩序の維持という公益との比重を、政府はいかに考えているかということであり、個人の権利と自由は、もちろんあくまでこれを尊重しなければなりません。しかしながら、民主社会においては、ある人々の権利と自由は、他の人々の権利と自由によつて当然の制約を受けなければなりません。すなわち、個人の権利と自由とは、本来決して無制限のものではないのであります。公益を保護するためには、時として個人の権利と自由による必要最小限度の制限を加えることもまたやむを得ないのであります。要は、両者に適切な比重が与えられ、妥当な調和点を求めることにあります。今回の法律改正に對しまして、世上には、これは公共の安全と秩序の維持を名として、個人の権利と自由による不当な侵害を加えるものであるという論をなす者がありますが、政府は、個人の法益と公益との比重をいかに考へるか、両者の調和点をどこに置いているか、その基本的な点について総理の御所見を伺います。

第二にお尋ねしたいことは、最近の治安状態に対する政府の見解であります。多数の威力をもつて法秩序を無視し、国または地方公共団体が法令に基いて行おうとする正当な業務を妨害する事件が最近相次いで起つてゐることは、まことに遺憾であります。(拍手)
たとえば、日教組を中心とする勤務

評定反対闘争、道徳教育講習会阻止闘争のごとき、あるいは王子製紙の闘争など、平和な社会の民主的行動とは言えない違法な実力行使が各地で行われているということは、法治国の威信を失墜するものであります。ことに、全学連の尖鋭分子の行動のごときは、全く目に余るものがあるのであります。て、奈良では学生が丸太棒をもって鉄門を破壊するというような暴力行為をあえてしたということでもあります。全学連の共産分子は、今日では、総評、日教組の指導者の統制もすでに及ばず、共産党でさえが手をやいているといわれる状態でもあります。このような最近の治安情勢を政府はいかに判断し、また、いかに対処しておられるか、岸総理並びに青木国務大臣の御所見を伺いたいと思います。

第三にお尋ねしたいことは、このような治安状態に対処する警察の能力についてであります。ただいま申しましたような、日教組や総評を中心とする最近の違法と思われるような実力行使に対して、世論の批判がきびしくなってきたのは、もとより当然のことでありまして、日教組や総評は、今や世論の批判の矢面に立たされております。また、一方においては右翼の動きもあり、今日のような違法と思われる実力行使が今後いよいよひんぱんに繰り返されることが予想されるのであります。公共の安全と秩序を維持する責任を持つ警察が、かかる違法な事態に対処し、よく治安を維持することができるとどうか、まことに憂慮にたえないところであります。現在の警察官は、昭和二十九年警察法改正当時の十三万人より十二万人と、一万余減員となっておりますが、一方においては、最近の複雑な治安情勢に加えて、道路交通の激増、青少年の不良化、外事警察または暴力団の取締り等、幾多の事犯の激増しているこの際、これに対処するために十分の人的能力を持つていくかどうかというところであります。この点につきまして政府の御所見を伺いたいのであります。また、最近の警察の装備、施設は、過去に比べると相当進歩しているといわれますが、警察の機能を強化していくためには、通信施設やその機動力等にさらに改善充実の要があると思うのであります。その点の対策につきましてもお伺いしたいと存じます。

なお、警察官の給与、待遇の問題であります。警察官は、もとより職員団体の結成も許されず、しかも、その職務や責任の点よりいたしまして、その待遇や厚生施設等は適正であるかどうか、政府の御所見を伺っておきたいのであります。また、世上には、もし警察が厳格にその職務を執行するならば、現行法のもとにおいても十分に治安を維持し得るはずである、その取締りの緩慢こそ、むしろ反省せらるべきであって、今回のような改正の必要はないという議論が見受けられます。すなわち、もし警察の要員を増加し、装備、施設の改善をはかるならば、それによって現在の欠陥は十分に充たすことができるであろうとの説をなす者もおります。この点、一方において増員を行い、装備、施設の改善を行なっても、なお職務執行の方式を改めない限り、治安維持の万全を期することはできないというのであります。これらの点について、青木国務大臣の具体例に基いた詳細な御所見を伺いたいと存じます。

次に、法案の内容についてであります。この法律案の内容を検討いたしますと、個人の自由に対する制限、その所持品を調べるとか、一時保管するとか、規定されておりますが、これは憲法第三十五条の規定に違反するものであるという議論があります。また立ち入りについても、過去の臨検が再び行われるおそれがあり、かつての警察国家の復活であるというような説をなす者があります。私は、戦前の警察制度とは根本的に異なる今日の警察としては、さような心配はないと思うのであります。が、こうした感情的な、また飛躍した議論が、ややともすれば世間に不安の念をかもしているようであり、この点について、政府当局の明快なる御答弁をお願いいたします。

質問の第五点は、警察官の職権乱用の防止と、素質の向上についてであります。この法律は、警察官の判断によつて、それぞれ措置がとられる建前になって見受けられます。たとえば、公共の安全と秩序を著しく乱すというようなことを個々の警察官が正しく判断できるものであるかどうか、判断を誤った結果、警察官の職権乱用というような事例がしばしば起つてくるのではないか、このような危惧をいだく者は少なくないのであります。政府は、そのような職権乱用を防止するに十分な対策を持ち合せていると思ふのであります。警察官の職権乱用を防止する一つの道は、警察官の素質の向上と教養を高めることにあると考えます。この法律改正と並行して、政府としては、一、その警察官の教養を高め、その素質を向上させるため適切な対策を講ずる必要があると思ふのであります。これについての政府の御所見を承わりたいと存じます。

最後に、青少年の不良化防止対策についてであります。今日、世人の深い憂慮の種となっているのは、青少年の不良化の傾向であります。戦後における社会道徳の頹落と誤った自由思想は、生活の指針を失った戦後の青少年に著しい影響を与え、思慮のあさはかなために、しばしば世人を驚倒させるような無軌道な行動に走らせております。もとより青少年の不良化は、複雑な社会的要因に根ざすものであります。警察官の取締りのみによつてその根絶を期し得ないことは明らかであります。しかしながら、青少年の不良化防止のために警察がいま少しく積極的な活動を行うことは、年ごろの子女を持つ父兄のひとしく要望しているところであり、政府は、青少年の不良化を防止するのに総合的対策を持ち合せておられると思ふのであります。今回の法律改正は、青少年の不良化を防止するための一助となるものと考えております。その保護に關する規定を見ますと、十八才以上の少年については本人の同意を要することとなつております。もし本人が自分は十八才以上であると偽つた場合にはどうなるか、そこに抜け穴があるいはないか。また何ゆゑその年齢を二十才としなかったか。また逆に、「真れがある」という判断は末端の警察官が行うのであります。善良な少年が間違つて保護され、迷惑を受けるという場合もないとは言えません。これらの点について政府のお考えを承わりたいと存じます。

以上六つの点について質問をいたしました。この法律案は、今国会最大の案件として、今や世人の強い関心の的となつております。何とぞ懇切明快なる御答弁をお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○国務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

第一の点は、個人の権利、自由の保護と、公益の關係についての御質問であります。言うまでもなく、かつての全体主義的な考えに基くような公益優先というようなことは、私は民主主義の考え方の基本をなすべきものじゃないに、やはり個人の基本的人権を尊重するというのが憲法の基礎である。

しかし、この個人の基本的人権というものは、言うまでもなく、社会を構成しているすべての人の基本的人権が保護されなければならないことは言うを待たないのであります。ことに、多数の人が社会を形成して生活するということがなると、おのおのが自分の権利を主張すると同時に、他の個人の権利もこれを尊重し、この間に調和をとっていくということが行われなければ、真の民主政治というものは行われないのであります。ここに私は、一つの法律によるところの秩序、民主主義的に設けられるところの法律によって社会の秩序というものを維持する、これによって、すべての個人の基本的人権が公平に保護できるものでありまして、一部の個人、あるいは法秩序を乱し、もしくは乱さんとするおそれのある人々の人権を尊重するために、多数のそういう關係のない、むしろその人々によって平和な生活を脅かされるおそれ

のある人々の基本的人権が侵されるといふようなことがあつてはならないのであります。(拍手)これを私どもは、いわゆる公共の福祉という言葉で、あるいは法秩序という言葉でもって表わしているものであります。これを維持することは当然に警察の目的でなければならぬと思つてあります。これによつて初めて民主政治が成り立ち、平和な社会生活ができると思つてあります。

次に、最近の治安状況について御質問でありましたが、すでに小林議員もおあげになりましたように、最近において、私は非常に憂うべき傾向は、集団的な力によつて法秩序がじゅうりんとされようとするような状態が各所に起つてゐるということでありまして、これは、私ども、真に民主政治を完成し、そうして社会の不安を取り除いて、真の平和な生活ができるようにする上から申しますと、まことに私は憂うべき状態であると思つてゐます。今回の警察官職務執行法の改正の内容につきましても、御承知の通り、この法律ができました当時は、占領下であつて、従つて、社会の秩序であるとか、あるいは公共の利益というような点は、主として当時占領軍によつてこの点が維持されるという建前になつておつたことが、私は現行の警察官職務執行法の一つの特徴であると思つてゐます。これが独立になりまして今日において、当然、私

は、ある程度の改正を受けるということ

は、やらなければならぬことであると信じております。

第三に、警察の能力についての御質問であります。私どもは、言うまでもなく、ある法律が設けられた場合に、その法律が乱用されるということとは、これは防がなければならぬことは言うを待ちません。従つて、その意味において、警察官の教養を高めるということ

は確かに必要であります。また警察の能力を十分に充実するという意味において警察官の待遇の改善も必要であります。また装備の改善も私は必要であると考えております。これらにつきましては十分政府としても意を用いて参りたいと、かように思つております。(拍手)

〔国務大臣青木正君登壇、拍手〕

○国務大臣(青木正君) 私に対する御質問につきましてはお答え申し上げます。

まず、この法律が憲法違反のおそれがあるのではないかと、かようなお話であります。なるほどこの中には、少年を保護する規定であるとか、あるいは凶器を一時預かる規定であるとか、こ

行政措置といつたにしても、この法案に明らかでありますように、保護の場合も、これは一時保護するという考え方に立っているもので、決して昔の臨検あるいは検査というような考え方で全然ないものであります。また一時預かることにいたしましたも、決して財産権の侵害ではないのであります。一時これを預かるということでありまして、決して財産権の侵害ということとは、この法律の条文からいまして、全然

そういう考えは出ていないということだけは、条文をお読み下されば御了承いただけるのであります。それから、単にこの程度の法律を改正したただけで、果して警察官の職務が果し得るかどうか。——確かにその通りであります。先ほど総理もお答え申し上げましたごとく、たとえば最近の交通の状況等からみまして、私どもは、やはり警察官の増員というものを真剣に考えていかなければならぬと存するのであります。しかしながら警察法第二条に、警察官の職務というものがはつきり規定されてあるのであります。私どもは、警察官がやはり法律で命ぜられた責務を果し得るようになつて、警察官として当然国民に対する責任であるとは私どもは考えるのであります。そういう意味におきまして、現行法における不備、警察官がその職責を果そうとしても果すことができない、

ような法制上の不備につきましては、

これを改善いたしまして、警察官が真に警察官の責務を果して、そうして国民の御期待に沿うことができるようになり方しなければならぬと、かように存するのであります。(拍手)

それから、職権乱用に關する措置であります。これにつきましては、御指摘のごとく、結局法律を運用いたしますのは人でありまして、従つてこれを扱う警察官の教養の問題につきましては、われわれはさらに一そう教養の問題を真剣に考えていかなければならぬことはお話の通りであります。ただ私は、現在の警察官というものが昔の警察官のようなあり方というものは、これはもう現在の公安委員会の管理下にある警察官というものは、昔の警察官のような職権の乱用ということとはさう御心配ないのじゃないかと思つております。と申しますのは、国民の良識を代表する公安委員会が常に警察のあり方につきましてこれを管理し、そうして行き過ぎのないように注意いたしておりますので、全体として見るときに、私は従来のような御心配はないのではないかと、かように存するのであります。

それから、青少年の不良化対策の問題であります。もちろん、青少年の不良化対策といつたしましては、単に警察だけでやり得るものではないことはお話の通りであります。これは教育の問題、あるいは環境の問題、総合的に青

少年対策を立てなければならぬことは当然であります。しかしながら街の第一線における警察官といたしまして、やはり青少年対策につきましても、警察官の立場において、できるだけその不良化を防止することに協力することが、私は警察官としてなすべき責務と考えるのであります。しこうして、この法律によって善良な少年が迷惑を受けることがあるのではないかとのお話であります。法文にも明らかであります通り、いわゆる悪犯少年あるいは犯罪少年、これは少年法あるいは児童福祉法に該当するものを保護しよう、こゝういふ考えでありますので、善良な少年が迷惑を受けることにはないと思ふのであります。なお同時に、こうした少年を保護した場合、直ちにこれを家庭その他の保護者に連絡をするとか、そういうような万全の措置を講じておりますので、善良な少年がこの法律によって迷惑を受けることはない、かように存じます。

なお、年令十八才以上の者が十八才以下と言つた場合はどうかということでありまして、これは、十八才以上の者を無理に十八才以下であると称して、これを保護するといふよりなことは、本人が十八才以上であると認む以上、それを強制するといふことは絶対にあり得ないことだと、私どもは考えております。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 松澤兼人君。

〔松澤兼人君登壇、拍手〕

○松澤兼人君 私は、日本社会党を代表して、ただいま上程されました警察官職務執行法の一部を改正する法律案について、その重要な点について質疑をいたそうとするものであります。

最近の政府並びに自由党は、相ついで非民主的な行動政策をとり、著しく反動的な正体を暴露してきたのであります。国会内部におきましては、特別国会に見られたように、多年の慣習を破つて、衆議院における国会議員の独占をはかり、さらには、問題となつております警察官職務執行法の一部を改正することなく、直ちに委員会に議長職権をもつて付託し、有無を言わず、教によつて勝負をしようとしていたのであります。国会外におきましては、動評反対の声を無視して、大量の警察力を動員し、国民の民主的権利を圧殺してゐるのであります。NBC放送記者に対する総理見解の表明は、現在国会内外を通じてきわめて重大な問題となつてゐるのであります。総理のこの発言こそが、かつての戦争責任者たる岸総理の反動政策の真意であつて、総理が百方陳弁して、そのない所信を表明されても、国民は衣の下に隠されてゐるよいを見透ることはないのではありません。(拍手)今日の世相を簡明に言へば、まさに戦争準備時代と言つても過言でないと思ふのであります。

警察官職務執行法の一部を改正する法律案もまた、この戦争準備態勢を固める一つの重要なさきとなるものであります。この成否が日本の将来の運命を決定することは明瞭であると思ふのであります。

第一にお尋ねしたいことは、臨時国会に、なぜ、突如として、かかる戦争か平和かの日本の運命を決する重大な改正案を提出したかということであり

われわれは、いつの国会におきましても、総理に対し、当面の施政方針演説を要求してきてゐるのであります。それが、当該時点における政府、自民党の政策方針を明らかにし、これを中心として野党が議論をかわし、さらには、提出予定法律案の重要なものに言及することによつて、審議の論点を明らかにし、社会党は社会党として対案をもつて臨む方針を確立するためであつたのであります。政府もこれに同意し、あるときは所信表明なる形式によつてその場を糊塗しようとした場合でも、これを施政方針演説の形に変え、従来の政治運用の慣習ができてきたのであります。しかるに、今回の警察官職務執行法の改正は、この慣習を無視し、突如として提案し、われわれがこれに驚いたのみならず、新聞の論調も、文化人、学者諸君も、労働組合、婦人団体も、極言するならば、天下国民が愕然としてその暴挙に驚愕を

したのであります。この正常な国会ルールの無視は、果していかなる理由に基くものであるか、率直に承わりたいのであります。あたかも時を同じくして開かれた日経連の秋季臨時総会において、「最近一部の労働運動は政治闘争化し、集団の力で公共の秩序を乱している事実にかんがみ、政府は、このよう不法行為の事実を国民の前に明らかにするとともに、法秩序確立のため断固たる措置をとること」の緊急対策を要望する決議を行なつてゐるのであります。この事実が、警職法改正の強行上程と偶然の一致と見るべきものでなく、明らかに、裏面においては、政府、自民党の資金源である日経連と深いつながりを持ち、そのプレシュアによつて突然緊急提案をなしたものであり、強力なスポンサーの要求があれば、国会において無理を通せうとする自民党の態度の表明でありま

す。(拍手)それでも総理は、財界の強い要求に迎合したものでないと言明ができるかどうか、承わりたいのであります。

最近における政府の政策は、一貫して、現在の民主主義に逆行して、保守反動の施策を強行していると見られるのであります。教育委員の任命制、勤務評定の強行、道徳教育の実施等、反動的文教政策の樹立を計圖し、自衛隊の増強と核武装への準備、機密保護法の立法化、前回の警察法の改正と今回の

警職法の改正など、その背後にひそむ意図が那邊にあるか、明瞭であります。それはすなわち、かかる一つのきめ手を打つていくことにより、憲法改正の用意をなし、日米安保条約の改悪を実現し、警察権の強化により平和を愛する国民を弾圧し、自衛隊の海外派遣を可能ならしめ、究極的には、わが国を再び戦前の軍事国家に逆戻りさせ、戦争準備を着々と推進して、最終的には米国の極東防衛体制の中に加はるることによつて米国の要求にこたえ、義理を果そうとしてゐるものであります。今回の改正によりじゅうりんされるかもしれない国民の人権、もとより重要であります。労働組合の基本的権利の抑圧も重大であります。しかし、現在政府の意図する戦争への準備は、わが国の運命の分れるところでありま

す。NBCのブラウン記者に語つた総理の心境こそが、いかなる弁明、否定を行なつても、それが真意と見るべきであつて、警職法の改正もその一つの現われであると思ふが、総理の真意をお尋ねしたい。

第十九回国会において、政府が自治体警察を改変して、中央権力のもとに掌握しようとしたときに、すでにわれわれは今日あることを予想して、強硬に反対したのであります。国務大臣が国家公安委員長となり、政治的支配を可能ならしめたのであります。今回の改正は、明らかに、組織法としての

前回の警察法の改正の事後処理として、職務執行の面で、さらに個々の警察官に強力な権力を持たせて、警察権力の国家集中を企図しているものでありまして、個々の警察官の事実認定により、さらには、中央のボタン一つで警察総力を動かし、警察国家の再現をねらう以外の何ものでもありません。世論は、今回の改正によって、憲法に規定されている個人の自由、権利が著しく制限され、結社の自由や団体行動権が、警察官の認定によってじゅうりんされることを心痛しているのではありません。憲法は、個人の自由及び権利は、公共の福祉以外、いかなる制約も受けないことを保障しているのではありません。これを旧憲法と同様に法律をもって制限することは、明らかに憲法違反であり、憲法に規定されていない公共の安全や秩序の維持などの理由でワクをはめることは、憲法第九十八條の憲法最高法規の原則や、第九十九條の公務員の憲法擁護の義務条項に違反するものであると思ひが、総理の所信を伺いたい。

さらに、岸内閣組閣以来、昨年の春より不況は、自民党がいかに楽観的に将来を見通しても、何ら打開の徴候がないことは、経済企画庁の報告によっても明らかであります。政府は、自己の施策の誤まりの結果惹起し、今日まで継続し、打開の目鼻のつかない不況に対し、積極的なきめ手を打たず、国

民が問題としている日米片貿易の是正、東南アジア貿易の発展に見るべきものがなく、国民の強い要望である日中貿易についてすらも、依然として中国敵視の態度を捨てていない。かかる政府の態度は、政治だけの問題ではなく、労働組合が経済闘争をする範囲と内容に著しく制約を加えるものであります。労働組合は、本来は経済的要求を中心とした団体であります。一切の経済闘争が、政治的には岸内閣の誤った政策に原因があると考へ、その政策の是正を要求することは、むしろ当然のことです。政府は、自己の当然負うべき責任をいたすに回避して、現象的に現われている労働組合の政治的要求を抑圧しようとするのは、全く本末転倒もはなはだしと言わなければなりません。政府の政策が失敗した、労働組合の賃金要求や待遇改善要求が、不況を理由として承認されない、労働組合がその壁を破るために政治的要求をする、集団行動がけしからぬと言つて取り締まる、取り締まりが十分でないというので、警職法を改正する。この悪循環の基本的な原因は、あげて政府の施策の誤まりによるものであります。(拍手)一体、総理は、自己の政策の誤まりを率直に認め、不況克服のために、まず積極的な施策をなし、いたすに弾圧によって民主的な労働組合を取り締まろうとする考えを放棄する意思があるかないか、承わりたい。

青木国務大臣の提案理由の説明によれば、現行警職法施行以来十年を経過して、その規定に数々の不備があり、社会情勢にも即応して、警察官の職務執行の円滑化をはかることを目的として改正法律案が提出されたということですが、法律の不備という場合に、これを執行する者の能力を第一に考へに入れなければなりません。現在の警察官の素質は、果して現行警察法で規定している「警察の活動は……不備不党且つ公平中正を旨とし、いやしきも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」との条文を順守するに十分であるかどうか。警察官の素質を現状のままとし、改正法案のごとく強大な権限を与えることは、子供に刃物を持たせるよりも危険であると思ひが、御所見を承わりたい。警察官の職務執行が一般行政行為と異なっている点は、直接国家権力の執行に当り、直接かつ即時に一定の義務を国民に強制する点にあります。憲法、法令によつて規定されている人権が、そのためにじゅうりんされても、平和な国民は、これに対して多くは抗議することができないのであります。改正案によれば、拡大解釈をされる危険な字句がいまに規定されておられ、これまでも警察官の行き過ぎはしばしば問題となり、裁判所において最終的には無罪となり、かえつて警察官

の職務執行に問題があるとの判決によつて、行き過ぎが追及されたことも少なくないのであります。警察官の勤務評定とも見られる点数かせぎのために、いかに多くの人々が犠牲を払ってきたかは、申すまでもありません。事実の認定が、今回の改正によつて広範に個々の警察官にまかせられることになるのであります。人権を守り、無実にならぬ人々をなくすために、政府はいかなる対策を持つていか、明らかにせられたいのであります。

次に、現在の警職法によつては、十分に警察官の職務執行ができないからという理由で提案せられていたのですが、国民の中には、あるいはそうかもしれないと思ひ者もある。しかし、今回の改正では、現行法にない「公共の安全と秩序」という字句が挿入せられているのであります。警察力の現状にかんがみて、警察官の職務執行のために最小限度の改正というものが、政府の口実であります。しかし、この数字句の挿入により、従来の警職法の性格が一変して、戦前の治安警察法や行政執行法と同一の効力を発揮するのであります。デモや、すわり込み、集団陳情はもちろんのこと、純粋の工場内の経済闘争である争議行為や私鉄ストのごときも、公共の安全や秩序が著しく乱されるおそれのあることが明らかであるときは、警察官の認定によつて警告制止及び立ち入りをすることができるのであります。明らかに争議行為の弾圧を期待しているものと見るべきであります。労働組合の正常なる団体行動が、一警察官の事実認定によつて制約を受けるかもしれないというところは、われわれの断じて納得できないところでありまして、総理の明確なる答弁を伺いたい。

憲法三十三條において、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いて、令状によらないで逮捕されない」とことが保障され、三十五條において、「住居、書類、所持品について、侵入、捜索、押収されない権利があり、現行犯の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、捜索する場所、押収する物を明示した令状がなければ侵されないし、これらの捜索及び押収は、権限ある司法官憲が発する各別の令状によらなければならない」とことになっております。警告及び制止は、事実認定をゆだねられた警察官によつて行われ、これに従わない場合、理由を尋ねた場合、抗議をした場合、直ちに公務執行妨害の現行犯として、令状なしに、憲法で保障している三十三、三十五條の人権がじゅうりんされることになるのであります。憲法が現行犯以外に与えている広い人権が、制止を聞かないというだけで全く無視され、随時随所で逮捕されるのであります。戦前、社会主義者が、これまでどだけ官憲に苦しめられてきたかは申すまでもあ

りません。ピラをまいたからといって、争議をしたからといって警察に検束され、検束は翌日、日没後に至ることを得ず、警察の支隊を出ると、またすぐ、つかまり、各署をたらい回しにされて、病氣を得て警察の中で死亡し、署内においては公然と拷問が行われ、婦人に対しては言ひに忍びない恥辱が加えられました。理由のない理由で家宅捜査が行われ、職業上必要な図書すらも没収され、身辺は常に特高刑事によって尾行され、集会は解散を命ぜられ、言論は抑圧され、一方的な警官の命令に従わない者は、その場で検束されてブタ箱に投げ込まれました。この職場の中には、当時の特高課長、警察署長、警察部長、知事がおられることでありまじやう。今は恩恵もありませんが、当時われわれは、直接間接、国家の行政行為の名のもとに苦しめられてきたのであります。戦後しばらくは、やや明朗な自治警察、民主警察が生まれましたが、全くしばらくの間でありました。われわれは、今回の改正案が成立すれば、再び行政執行法や治安警察法の昔に戻ることに必然であるとして、反対の闘争を展開しているのではありません。憲法三十三条、三十五条との関係において政府の所見を伺いたい。

勤組合、婦人団体は、あげて反対の共同組織に入っているであります。政治学会、YWCA、その他、学会、民主団体、共闘以外の婦人団体等、いずれも強く反対の決議をし、さらに、近く日本学術会議も反対を打ち出す方針であると言われております。世論はあがて警察法の改正に反対し、新聞の投書欄においても、その意見が強く出ているのであります。いずれの法案についても、国民から賛成、反対の意見が寄せられますが、今回の警察法改正については、賛成の陳情が一つもない、反対のみであるというのは、まことに当然のことでありまじやう。(拍手)政府は、このほうはいたる反対の世論に聞き、むしろ法案を撤回すべきであると思ひ、世論を無視して強行する考えであるかどうか承わりたい。

最後に、最近この改正法案を成立させるためには、会期延長も覚悟しているとのうわさが飛んでいるというところでもあります。会期はもろろん国会で定めるものではありませんが、今回の会期は御承知のごとく、最初、社会党が六十日を主張し、自民党は短期を主張し、結局において、会期延長しない条件のもとに四十日と決定したものであります。警察法の改正が提案されて、再び会期の延長が議論されることは、一事不再議の原則に反し、両党話し合いの結論をじゅうりんするものであると思ひ、総理として、また、自民党の総裁として、会期延長につき、いかなる考えを持っておられるか。会期中に成立が困難な場合でも、世論の動向に反省して、強行をなすべきでないと思ひ、会期延長についての所見を伺いたいのであります。

以上をもちまして私の質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣(岸信介君) 拍手〕
臨時国会に提案したのはどういふわけか、日経連の決議によつて急にさういふ決定をしたのではないかと、さう御質問でございました。この警察法の改正の問題につきましては、先ほど提案理由にも御説明申し上げましたように、これが制定施行された当時と今日の情勢がいろいろの意味において変つてゐる、また、施行の実績にかんがみて、その不備の点を改正しなければならぬというので、相当長きにわたつて研究をされてきたのでございませう。しこうして、この過程におきましては、あるいは公安委員会の意見も十分に聞き、この案の最後の結論を得るすまでには、相当な研究をいたして参つたのであります。しこうして、この問題を施政方針の中に述べておらないのはどういふわけか、それを出したのとはどういふ御質問であります。が、もちろん、私が施政方針をここで申し述べた場合には、政府として最後の

結論をまだ得ておらなかったものであります。しこうして、この中に盛られてゐるような趣旨につきましては、私の施政方針におきましても、最近の治安情勢や、あるいは民主主義を守る意味から申しましても、法秩序を破る集団的危険につきましても、私どもは十分慎重に検討しており、政府として確信を得た案を、当時まだ得ておらなかったために、このことを明確にしておりませんでしたが、その後われわれとしては、十分な確信を持った案を得、最近の事情を考えまして、今度の臨時国会に提案した次第であります。(拍手)

決して日経連の決議によつてわれわれが動かされて、これを出したものでないことを、明確に申し上げます。

それから次に、警察法改正の真意はどこにあるのだ——この警察法の改正といふことに關しまして、松澤議員のお考えをいろいろと述べられました。私どもは、決してこれを戦争に結びつけて考えんとか、さういふ意味は毛頭ございませぬ。単に、先ほど来しばしば御説明申し上げてゐるうちに、警察法の不備を是正して、さうして最近に起つてゐる社会的不安を除く意味において公共の福祉をはかる必要な規定を置いた、これが私どもの真意でございませう。(拍手)

次に、憲法の基本的人権を尊重したと、これは抵触しないかという御質問であります。内容をしさいに御検討いただくならばわかつて思ひますが、私どもは、その点に關しては十分な配慮をいたしております。基本的この人権に對し、憲法の規定に抵触するようないことは絶対に考へておらないのであります。憲法自身が、基本的人権といふことについて、公共の福祉といふ範囲内でこれが認められてゐるというところは、松澤議員もおあげになりました通り、私どもは、その点を最小限度に考へて、今回の規定をしてゐるわけでありませう。

第四に、正当なる労働運動をこれによつて弾圧する意図じゃないかというお話であります。もちろん私どもは、正当なる労働運動というものに対して、過去においてこれを弾圧した事実はございませぬし、また、将来においてもさういふことは毛頭考へておりませぬ。しかしながら、私はやはり正当なる労働運動といふことは、法律においても制限のあるのは言ひを待たないと思ひます。やはり法律、秩序を守つて、その範囲内において労働組合の目的を達するための運動が正当なる労働運動であつて、それを逸脱するのは、これは許されないのであります。また、さういふ今回の規定を作るよりも、不況対策といふような経済政策において適當なことをやるべきじゃないかというお話であります。私どもも、もちろん個人の人権を尊重し、あるいは公けの秩序を守り、公共の福祉を増

昭和三十三年十月二十日 参議院會議録第七号 警察官職務執行法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

進していくという上におきまして、こういう警察法の改正、これでもってすべてが達せられるとは思っておりません。もちろん経済政策については、われわれは不況対策につきましても、われわれの所信を述べております。これについてのいろいろな施策も、われわれとしては当然考えていかなければならぬことではあります。また当然、警察法で設けられている警察官の職務執行に必要なこの警察法の改正は、当然やるべきものである、かように考えております。

最後に、世論の点につきまして、世論は反対じゃないか、これを押し切つてやるのはどうか、こういうお話であります。私は十分に国会の審議を通じて、そしてこの法案の内容というものを国民に正しく理解してもらつてやることが必要であり、また、それによって、今日のいろいろな議論も、私は正しい理解の上に立つたところの批判にかわつてくる、こういうことを信じておりますので、十分に国会の審議を通じて、おのおの所信を国民の前に明らかにすることが必要かと考えております。

会期の点についてお話がありました。これはもちろん国会においておきめになることでありまして、政府といひましては、われわれはぜひとも、この会期内に本案の成立することを衷心から望んでおります。(拍手)

〔国務大臣青木正君登壇、拍手〕

○国務大臣(青木正君) 現在の警察官はこの法律を運用するに足るだけの素質を持つてゐるかどうかと、こういうお話であります。最近の警察官の教養等につきましては、従来の昔の警察官と違ひまして、相当最近の教養等も進んでゐると思つております。しかしながら、言うまでもなく、私どもはこれをもつて足れりとするものではないのであります。今後、警察官の教養につきましては、一そう力をいたして参らなければならぬと存するのであります。職権乱用の問題につきましては、御承知のように、現在におきましても、警察官が職権を乱用した場合、行政上の処分をいたすほか、刑法上の処分をいたすことは御承知の通りであります。私どもは、一方におきまして、そういう警察官の素質の向上をはかると同時に、一方におきましては綱紀を厳肅にいたしまして、いやくもあやまちを犯さない、あやまちを犯した場合に法によつてこれを処断する、こういうことになるものと思ひます。

なお、松澤議員から、昔の警察官の再現ではないかというお話でありましたが、現在の警察制度、公安委員会のもとにおける警察制度というものは、御承知のように、一党一派に偏した、あるいはまた公安委員会が勝手に警察官に指揮命令を下したり、そういうふうなことは制度的にもできないよう

うなあり方になっておりますので、私は、御指摘のように、昔のような警察官の再現ということは決して御心配ないと思つております。また、私ども、せっかくできたりつぱな民主警察を、今後、昔のような警察官を再現するようないことがあつてはなりませんので、公安委員会制度を中心として、そういうような昔の警察制度ということにならぬように、今後也十分に注意していかなければならぬと存じます。(拍手)「撤回せよ」「答弁漏れがある」と呼ぶ者あり

〔松澤兼人君発言の許可を求む〕

○議長(松野鶴平君) 松澤君。

〔松澤兼人君登壇、拍手〕

○松澤兼人君 ただいま岸総理なり青木国務大臣から答弁がございましたけれども、しかし、答弁漏れの点について重ねて質問いたしたいと思ひます。それは会期の問題でありまして、これはすでに大野副総裁——自民党の副総裁が、富山におきまして、会期は延長しなければならぬということを言つてゐるのであります。これは大野副総裁個人としての発言であるのか、あるいは自民党の意見であるのか、自民党の総裁としての岸首相に私は質問をしてゐるのであります。従つて、総理としてはもちろん、会期の問題は国会でおきめになることといつて答弁されれば、それで済むことであります。

しかし、自民党の副総裁が旅行先で言つてゐるということは、やはり総裁として岸総理がその責任の一端を負わなければならぬので、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信介君) お答えいたします。

会期の問題は、先ほどもお答え申し上げました通り、国会でおきめになることであります。私は、個々にはいろいろな意見を持つてゐる人があるかもしれないませんが、国会でおきめになることと存じます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 森八三一君。

〔森八三一君登壇、拍手〕

○森八三一君 私は、緑風会を代表いたしまして、ただいま議題となつておられます警察官職務執行法の改正案につきまして、岸総理並びに青木国務大臣に対しまして、若干の質問をいたしたいと思ひます。

ここに私がお尋ねいたしたいと考えております事柄の大部分は、すでに衆議院の本院議でも取り上げられた問題であります。ただいまも、松澤、小林、横瀬諸君から御質問があつた問題であります。岸総理や関係の大臣からそれぞれ御答弁を承つておるのであります。が、いずれも希望的な抽象的なお考えでありまして、その程度では十分に了解するわけには参りかねるよう

にしても、どんな法律でも、国民の完全な理解と協力がなければ、その法律の目的を達成するわけに参りませんことは申すまでもありません。ことに、本改正案のごとく、取締り法規ということになりますと、その感が一そう深く相なるのであります。ところが、世間ではこの改正案をめぐりましていろいろの心配が持たれております。さらに進んで危惧の念を抱いてゐるものもないわけではありません。非常に恐怖の念すら持つてゐる人が相当にあるのであります。そういうふうな実情でございます。それらので、これらの心配なり疑問なりというものを解明いたしまして、ことが、当面きつめて重要な要諦であると存じます。私があえて重複を承知しながら質問申し上げますゆゑ、ここに存する次第でありますので、どうぞ一つ、多数の国民諸君が心から十分納得のできますように、具体的にお答えをいただきたいと存じます。

本改正案が国会へ提案されますと、や、院の内外を通じて、きつめて活発な論議が行われて参りました。全国のあらゆる新聞が一層重要な記事として、毎日この問題を取り上げてゐるというところを見ましても、きつめて明瞭であります。衆議院におきましては国会の機能を停止せしめるというふうな、きつめて遺憾な状態を見るに至つたのであります。国会運営の正常化が約束せられて、いまだ日なお

いにもかかわらず、かような紛糾を見るに至りましたことは、この改正案が非常に重大な内容を持っているということに出發をいたしておると思うのであります。すなわち、憲法に保障されている基本的人権が侵害されるという、いわゆる違憲論であり、幾多の問題を惹起いたしました行政執行法や治安警察法の復活であり、警察国家への再現であるというものであります。もし不幸にして、この法律の運用の結果、そういうような結果を招来するよりなことがありといたしますれば、世界に信を失うばかりではありません。新日本建設のために營々として努力をいたしております国民の不幸の上もないことであります。私どもは本改正案の審議に当りましては、どこまでも慎重でなきやならぬと思うのであります。いやしくも誤まりを犯すような余地を残しては相ならぬと思うのであります。

そこで、総理に伺いたい第一の問題は、最近の勤務評定反対闘争や、道徳講習の阻止あるいは王子製紙などに見られました暴力行為は確かに行き過ぎであります。かような事態が頻発いたします傾向は漸じて黙視するわけには参りません。法秩序が守られず、議会制度を否認して、直接行動によつて問題を解決しようというようなことになりましたれば、まさに革命であり、内乱でありまして、私どもの断じ

て容認し得ないところであります。

(拍手) かようなことは寸毫の仮借もなくこれを禁止し、抑止しなげやうと存じます。しかしながら、ここで考へなければなりませんことは、かような常識をもつていたしましても想像すらできないような問題が、そういうような憂うべき事態が発生をし、また、発生するやうな傾向にあるということでありまして、なぜ、そういうやうな問題が巻き起つてくるかということでありまして、法律を作つて取締りを強化する、権力をもつて防止するということだけでは、その目的を達成するわけには参りかねると思うのであります。そういうことになりましたら、いたずらに血で血を洗うというやうな憂うべき結果になるのではないかとおそれるのであります。何といたしましても、問題発生の根源をつく、より高い角度に立つて処理をする、すなわち、潤いのある政治がなければならぬと思うのであります。政府の首班として、全責任をしようとしておられます総理といたしまして、かような事態が発生しないように、打つべき政策や行政上の措置については万全を尽しておるんだ、それにもかかわらず、そういうやうな非違の行為が起るから、取締りの強化に待つ以外に方策がないんだというやうに思いつめられまして、お考えになつて、この法律を御提案になつておりますのかどうか、本法改正と並行し

て、将来そういう問題の根源を防ぎますための、さらに具体的に進んだ政策をお持ちになつておりますのかどうか。そういう点について具体的に伺いをいたしたいのでございます。

第二に伺いたいのは、最近におけるぐれん隊や暴力団等の行動や、総評、全学連の実情にかんがみまして、警察官の職務執行の権限を強化しなければというやうにお考えになる、その氣持が全然わからぬわけではございません。現行法のもとで、多数の警察官各位が懸命の努力を払つておられますことについては、敬意を表するのによぶさかではございませんが、本改正案が企図している公共の安全と秩序の維持が、警察官の主観によつて判断せられるということについて、国民はきわめて多くの不安を感じてゐるのであります。これらの不安を除去いたしますことが、きわめて大切な当面の課題であり、当然なされなければならぬことであります。これがために

しに、本改正案を実施に移すことがありといたしますれば、まさに気違ひに刃物を与えるやうな危険がないとは保証されないであります。警察官の資質向上につきましては、お答えもございましたが、具体的に参つておりました。ここで警察官の資質の向上と教養に關し、いかなる具体的な実施対策をお持ちになつておるのかを明確に伺いをいたしたいのであります。

さらに、本改正案が実施を見ることになりますれば、第一線警察官の職務は相當に繁雜をきわめることになると思ふのであります。いかに繁雜のある優秀な警察官でも、その能力にはおのずから限界があります。おそらく現在の定員をもつていたしましては、本法運用の全きを期することは困難であらうと思ふのであります。そこに無理が強行され、結果として、過勞、判断の誤まりというやうなことに相なりまして、法律改正の趣旨が失われるというやうな、憂うべきことになるのではないかと思ふのであります。そんな心配はないのか。あるいはそういう問題を敏感に感じられて、具体的にその数なり内容なりの充足について対策をお持ちになつておるのか。その辺の実情を承りたいのであります。

次に、警察官もやはり人間であります。いかにその資質が向上いたしましたとしても、時に善意の誤まりを犯すことがないとは申されません。不幸にして善

良な国民が迷惑をこうむつたやうな場合は、その償いをなすべきではないかと思ふのであります。そのことは、逆に申しますれば、警察官の行動を慎重ならしめるということにも相当役立ち、国民の不安を除去するのにも、またかなりの貢献をすると思ふのであります。法律的にはきわめてむずかしいこととは存じますが、この点につきましの御構想を承りたいのであります。

最後に、青木國務大臣に伺いをいたします。法案の具体的な内容についてのことであります。時間がありませんので、その詳細な委員会に譲ることといたしまして、ここでは、二、三の問題にとどめることにいたします。

第三条の改正に「公開の施設若しくは場所において」云々と新たに規定されておまして、それが合法的な陳情や集团的行動まで制止することに悪用されるのではないかと、すなわち戦前の検束と同一の結果が生ずるのではないかと、という心配であります。もちろん違法のそれらの行動は禁止され制限されることは当然でありますから、むしろこの問題は、本法の改正によるべきではなくて、軽犯罪法なり、道路交通取締法なり、あるいは都道府県条例等によるべきではないかという意見もあるのであります。特に本法改正によらなければならぬというやうな、積極的理由がありますれば、その理由を明らかにされたいのであります。

第四条の改正によって、各種の集会が中止せしめられたり、解散せしめられたり、ときには消防隊等によって事前に禁止せられるような結果を招来するのではないかと云うことである。そこで、第四条にいう「過度の人員の収容による混乱」、極端なる雑踏による危険の発生については、その具体的な程度を規定することが必要かと思ふのであります。単なる認定だけでは、かえって警察官の措置の発動をめぐって混乱を生ずるおそれがないとは申されません。やぶをつついてへびを出すというような結果になることをおそれるのであります。具体的な標準を定めることはどうでございますか。もし御構想等でもありますればお示しいただきたいのであります。なお、「雑踏等」と規定されておりますが、この「等」というのは一体何を予定されているのかをあらわしてお伺いをいたします。

第五條の改正に、「公共の安全と秩序」という規定が新たに登場して参りまして、今回の改正中最も論議を生んでいるところでもあります。人権の尊重、言論、集会、結社の自由が保障されなければならぬことは憲法の命ずるところであります。同時に、社会共同の生活が平和に守られなければならぬことも当然であります。私益と公益とをどこで調和するかが問題であらうかと思ひます。かような観点から公共の安全と秩序の維持ということが規定された意味は、決して理解されないものではありませんが、ともすればその言葉に隠れて政治的な措置が行われやすくなるというところに、問題点が存在していると思ふのであります。すなわち第一線警察官の主観だけによつて、演説会、集会等が事前にあるいは直接に制止せられることになるのではないかと云うことでもあります。警察法には、警官は政治に対して中正でなければならぬと明定し、その機構や運営の面にも中正保持に対して配慮はされておりますが、一般世上における了解は、時の政治勢力に迎合することが常態であるということでもあります。そんな了解は一片の誤解であると片づけてしまふわけには参らないのが実情であります。そこで、それらの心配を排除するに有効な具体的な措置をすることが必要と思ふのであります。どうでございますか。御所見が承わりたいのであります。

第六條の改正によつて、戦前のいわゆる臨検が復活されるのではないかと云うことでもあります。第五條に対する配慮と同様に、そんなことにはならぬのだという有効適切な規定なり対策を明確にすべきであると思ふのであります。これがまた御所見をお示しいただきたいのであります。

以上で私の質問を終るのであります。第一、第二点につきましては総理から、最後の具体的な数点につきましては、青木国務大臣から御答弁をいただきます。と存じます。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

最近の治安状況を見ますと云うと、あるいはおあげになりましたような苦小牧のストライキであるとか、あるいは道徳教育講習会における事実であるとか、こゝろいふようなことを考えますと云うと、私は、決して警察法の改正によつて、この法律の改正だけによつて云うことがなくなることは実は思つておりません。もちろんこれらの問題に關しましては、全学連や、あるいは労働組合や、あるいは日教組等のあり方につきまして、十分指導者の諸君におきまして、民主主義の真髓といふものを把握して、いふようなことが考えられなければならぬことは言うを待ちません。また、国民全体がこゝろいふ問題に關して十分な批判と理解を持つことが必要であると思ひます。しかし、同時に、行き過ぎた事態が現に平和な善良な市民の人々に迷惑を及ぼしてある、こゝろいふような事実が現実にある以上、これに對してやはり適当にこれを事前に制止するとか、あるいはこゝろいふことを防ぐという処置が、警察官の職務執行の上において講ぜられていくということである、私は社会の平和を保つ上にも必要である、かように考えるわけでありまして、

次に、この規定の一番問題となるものは、これを實際に執行する警察官の職務乱用という事実がありはしないかという点であります。法律の規定でありますから、何といつても事實的に具体的ないろいろな問題を判断する場合には、その判断を誤ると云うことは職権の乱用を生ずる場合に、善良なる人に迷惑を及ぼすといふようなことが起らないように考えていかなければならぬことは言うを待ちません。そのためには、一つは警察官の教養の問題であります。教養を高めていくという問題であります。一つは、その職権乱用があらわれた場合においては、あるいは行政処分や、あるいは刑事処分等によつて、こゝろいふことに対する責任を十分とらして、すべての職権を行う場合のことを警察官全体が十分に慎重にしていくという考慮を払ふ必要があると思ひます。教養を高めていく問題につきましても、現に警察学校やその他の施設、講習等によりまして、従来も相当な努力をいたしてきております。最近における警察官の教養の程度は、私は終戦直後の状況とは非常に改善されて、教養もよくなつておると思ひますが、さらにこゝろいふ点については、それぞれ、今まで申しましたような施設を活用して十分にやつていく考えております。(拍手)

〔国務大臣青木正吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(青木正吉君) 私に對しましては、法文の解釈上の御質問でございますが、第三条の「精神錯乱又は泥酔のため、云々、その次に「又は公開の施設若しくは場所において公衆に對して著しく迷惑をかける虞のある者」、こゝろありますので、前の、精神の錯乱と、この公開の場所等において迷惑をかけるおそれのある者を別個にお考えになつたのではないかと云うのであります。こゝろいふのであります。従来の規定は単に、「精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす虞のある者」、これだけの規定であつたのであります。が、さらに今回はこゝろいふ「精神錯乱又は泥酔のため、……公開の施設若しくは場所において、公衆に對して著しく迷惑をかける虞のある者」も保護する、こゝろいふようにしただけのことでありまして、やはりこれは精神錯乱もしくは泥酔者だけに適用したものであります。それから第四条の「避難等」の問題であります。これは、いろいろ例示をいたしまして、こゝろいふ例示を、同じような、例示をしただけに限らず、同じような種類のものもあつて、こゝろ考えられますので、「等」という字を入れたのであります。例示とは同じような場合をさすのであります。して、「等」という字を入れたからといって、これと全然別個のような場合を考へてゐるのではないのであります。しかしながら、お話のように、現実にこの法を適用いたします場合

に、そういう法律上の解釈等につきま
してあやまちがあつてはいけませんの
で、これは十分内部的に指導いたして
参りたい、かように存じております。

それから第六条の二の問題でありま
すが、これは現行法におきましても、ほ
ぼ同様の規定があるのであります。現
在も臨検をいたしていないと同じよう
に、改正いたしましても、臨検という
ようなことは全然この法律は予想いた
していないのであります。ただ、改正
いたしましたのは、現行法でありま
す「多数の客の来集する場所」と、こ
ういうことになっておりますので、か
えってこういうことになりましますと
広く解釈されるおそれがある。これは、
それをむしろ現行法を改正いたしまし
て、はつきりと「公開の施設又は場所」
ということにいたしましたのは、つま
り現行法でありましますと、不特定多数
の客の来集する場所、具体的に申しま
すと、たとえば一つの演説会なら演説会
みたいなのがある、特定の団体が
やつてくる場合、それがやはり大衆の
来集する場所というふうに解釈できる
わけでありまします。これはさうでない
のでありまして、「公開の施設又は場所」
ということは、不特定多数の人が集ま
る場所、つまり特定の演説会とかどう
とか、そういうことでなしに、不特定
多数の人の集まる場所というふうにし
た方が、現行法よりはむしろ限定いた
したのでありまして、内容的にはさう

いうおそれはないのであります。それ
からなお、この旅館等の場合におきま
しての解釈をいたしましては、「公開」
という言葉は不特定多数の来る所であ
りますので、具体的に申し上げまされ
ば、旅館であれば帳場であるとか、あ
るいはまたホテルのロビーであるとか
か、こついう所をさすのでありまし
て、個人の密室に入るとかというよう
なことは全然予想いたしていないので
あります。臨検のおそれは現行法に
おきましてもないと同じように、改正
いたしましても臨検ということとは全然
予想いたしていないのであります。

(拍手)
○議長(松野鶴平君) これにて質疑の
通告者の発言は全部終了いたしましたし
た。質疑は終了したものと認めま
す。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、小型
船海運組合等の助成のための関係法律
の整備に関する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員会理事松谷要君。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

小型船海運組合等の助成のための
関係法律の整備に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十三年九月二十九日

内閣総理大臣 岸 信介

小型船海運組合等の助成のための
関係法律の整備に関する法律案
小型船海運組合等の助成のため
の関係法律の整備に関する法
律

(商工組合中央金庫法の一部改正)
第一条 商工組合中央金庫法(昭和
十一年法律第十四号)の一部を次
のように改正する。

第三条第三項中「商工組合連合
会」の下に、「小型船海運組合、小型
船海運組合連合会」を、「事業協同
組合」の下に、「小型船海運組合」を
加え、同条第四項中「商工組合連
合会」の下に、「小型船海運組合、
小型船海運組合連合会」を加える。

第七条第一項に次の一号を加え
る。

六 小型船海運組合又は小型船
海運組合連合会(直接又は間
接ノ構成員タル事業者ノ三分
ノ二以上が常時三百人以下ノ
従業員ヲ使用スル者ナルモノ
ニ限ル以上同ジ)

第二十七條第一項、第二十八條
第一項第六号並びに第二十九條第
一項第三号及び第四号中「酒販組
合中央会」の下に、「小型船海運組
合、小型船海運組合連合会」を加
える。

(地方税法の一部改正)
第二条 地方税法(昭和二十五年法
律第二百二十六号)の一部を次の
ように改正する。

第七十二条の二十二第四項第五
号中「商工組合連合会」の下に、「小
型船海運組合、小型船海運組合連
合会」を加える。

(中小企業信用保険法の一部改正)
第三条 中小企業信用保険法(昭和
二十五年法律第二百六十四号)の
一部を次のように改正する。
第二条第二項に次の一号を加え
る。

六 小型船海運組合及び小型船
海運組合連合会であつて、そ
の直接又は間接の構成員たる
小型船海運業を営む者の三分
の二以上が常時三百人以下の
従業員を使用する者であるも
の

(租税特別措置法の一部改正)

第四条 租税特別措置法(昭和三十
二年法律第二十六号)の一部を次
のように改正する。
第四十五條第一項中「商工組合
連合会」の下に、「小型船海運組合、
小型船海運組合連合会」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 小型船海運組合及び小型船海運
組合連合会については、第二条に
よる改正後の地方税法第七十二条
の二十二の規定は、この法律の施
行の日の属する事業年度の事業税
から適用する。

3 小型船海運組合及び小型船海運
組合連合会については、第四条に
よる改正後の租税特別措置法第四
十五條の規定は、この法律の施行
の日以後最初に開始する事業年度
の開始の日以後に取得し、又は製
作してその事業の用に供する同条
第一項に規定する協同事業用機械
等の償却額額の計算について適
用し、同日前に取得し、又は製作
してその事業の用に供した同項に
規定する協同事業用機械等の償却
額額の計算については、なお従
前の例による。

〔松谷要君登壇、拍手〕

○松谷要君 ただいま議題となりまし
た小型船海運組合等の助成のための関
係法律の整備に関する法律案につい
て、運輸委員会における審議の経過並
びに結果を御報告申し上げます。
この法律案は、小型船海運組合及び
同連合会の助成のために、商工組合中
央金庫法、地方税法、中小企業信用保
險法及び租税特別措置法の一部を改正
して、小型船海運組合及び同連合会に
対し、商工組合中央金庫は融資をなし
得ることとし、事業税の標準税率につ
いて特別法人とし、中小企業信用保
險法を適用し、また協同事業用施設につ
いて三年間五割増し償却を認めようと
するものであります。

さて、これらの助成措置は、第二十
六国会において成立いたしました小型

船海運組合法においてすでに定められておりますが、これらの規定は、当時、すなわち第二十六国会において「中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」が成立することを前提としたものであります。しかるに、同法案は、第二十六国会において成立に至らず、翌二十七日国会において成立いたしましたため、これらの助成措置に関する規定は働かなくなりまして、本法案が提出されるに至った次第であります。

さて、審議におきましては、別段質疑、討論の発言もなく、採決に入りまして、本法律案は原案通り可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五分散会

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 警察官職務執行法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
二、日程第二 小型船海運組合等の助成のための関係法律の整備に関する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員
豊田 雅孝君 松野 孝一君
竹下 豐次君 山本 利壽君
手島 榮君 中野 文門君
杉山 昌作君 松平 勇雄君
武藤 常介君 北 勝太郎君
最上 英子君 迫水 久常君
松岡 平市君 田中 啓一君
石黒 忠篤君 森 八三一君
青山 正一君 堀 末治君
宮城タマヨ君 谷口弥三郎君
新谷寅三郎君 紅露 みつ君
森田 義衛君 加賀山之雄君
後藤 文夫君 村上 義一君
一松 定吉君 左藤 義隆君
本多 市郎君 佐藤 順造君
江藤 智君 仲原 善一君
堀本 宜實君 鈴木 万平君
大谷藤之助君 船浦 鹿藏君
堀見 俊二君 三木與吉郎君
青柳 秀夫君 雨森 常夫君
山本 米治君 神原 亨君

田中 茂穂君 有馬 英二君
大谷 雙潤君 苦米地英俊君
近藤 鶴代君 小柳 牧衛君
小林 武治君 斎藤 昇君
小山邦太郎君 木暮武太夫君
廣瀬 久忠君 西郷吉之助君
植竹 春彦君 草葉 隆圓君
安井 謙君 黒川 武雄君
小林 英三君 重宗 雄三君
野村吉三郎君 苦米地義三君
松村 秀逸君 石井 桂君
木島 虎藏君 佐藤清一郎君
柴田 榮君 大沢 雄一君
平島 敏夫君 後藤 義隆君
吉田 萬次君 西岡 ハル君
横山 フク君 土田国太郎君
宮田 重文君 高野 一夫君
上林 忠次君 古池 信三君
小澤久太郎君 小幡 治和君
関根 久藏君 秋山俊一郎君
上原 正吉君 伊能繁次郎君
石原幹市郎君 高橋進太郎君
岩沢 忠恭君 井野 碩哉君
杉原 荒太君 下條 康磨君
吉野 信次君 郡 祐一君
津島 壽一君 堀本 鎌三君
木村篤太郎君 泉山 三六君
林屋亀次郎君 佐野 廣君
高橋 衛君 勝保 稔君
大川 光三君 森中 守義君
北村 暢君 鈴木 強君
藤田藤太郎君 相澤 重明君
松永 忠二君 占部 秀男君

木下 友敬君 平林 剛君
小柳 勇君 久保 等君
湯山 勇君 柴谷 要君
江田 三郎君 東 隆君
大倉 精一君 阿具根 登君
藤原 道子君 松澤 兼人君
藤田 進君 小笠原三男君
小林 孝平君 島 清君
加藤シヅエ君 野澤 勝君
三木 治朗君 千葉 信君
戸叶 武君 荒木正三郎君
市川 房枝君 八木 幸吉君
野坂 参三君 岩間 正男君
辻 武壽君 竹中 恒夫君
大竹平八郎君 鈴木 壽君
大河原一次君 高良 とみ君
北條 雋八君 天坊 裕彦君
千田 正君 光村 甚助君
伊藤 顯道君 秋山 長造君
阿部 竹松君 山口 重彦君
田畑 金光君 中村 正雄君
矢嶋 三義君 横川 正市君
小酒井義男君 河合 義一君
松浦 清一君 天田 勝正君
高田なほ子君 永岡 光治君
羽生 三七君 佐多 忠隆君
曾根 益君 栗山 良夫君
清澤 俊英君 棚橋 小虎君
内村 清次君 山田 節男君
内閣総理大臣 岸 信介君
法務大臣 愛知 揆一君
外務大臣 藤山愛一郎君

政府委員

内閣官房長官 赤城 宗徳君
法制局長官 林 修三君
警察庁長官 柏村 信雄君